

事務連絡
令和4年12月27日

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長 殿
国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長 殿

内閣府政策統括官（重要土地担当）付参事官

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく区域の指定について（周知依頼）

平素から重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号。以下「法」という。）に基づく措置の実施に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日、法に基づく注視区域及び特別注視区域の指定に関する告示（内閣府告示第121号（令和4年12月27日））を公布しましたので、お知らせいたします。本告示は、令和5年2月1日をもって施行することとしており、同日以降、特別注視区域においては、法第13条に基づく土地等に関する所有権等の移転等の届出に係る義務が生じることとなります。

つきましては、貴課所管の団体等に対して、周知いただくようお願いします。

なお、制度の概要や注視区域・特別注視区域の図面について、内閣府ホームページに掲載しているとともに、問い合わせについては、内閣府重要土地等調査法コールセンターにおいて承っておりますので、併せてお知らせいたします。

（内閣府ホームページ）

- ・ 重要土地等調査法（右 QR コードからもアクセス可能）

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>

- ・ 区域の指定について

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html>

- ・ 届出について

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html>



（問い合わせ先）

内閣府重要土地等調査法コールセンター

電話番号 0570-001-125（平日9:30～17:30）